

## 蒲郡市監査公表第 7 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 25 日

蒲郡市監査委員	草 次 英 夫
同	永 川 貴 士
同	牧 野 泰 広

### 公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 1 監査の対象

- (1) 団 体 名 蒲郡造園業協同組合
- (2) 管理施設名 都市公園（中央公園、若宮公園、北浜公園、双太山公園、春日浦公園、とよおか湖公園）
- (3) 所 管 課 都市開発部 都市計画課

#### 2 監査の期間

令和 2 年 1 月 28 日から令和 2 年 2 月 25 日まで

#### 3 監査の範囲及び方法

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、所管課職員から執行状況の説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類を調査した。団体の経理事務については、関係者から説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類の調査を行った。

#### 4 監査の結果

監査の結果、監査対象団体等が実施した施設の管理及び管理業務に関する出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

今後とも、都市公園が多くの市民の憩いの場として親しまれるよう、安全かつ効率的に維持管理されることを望むものである。